

令和5年度 経営所得安定対策等の概要



制度のあらまし

はじめに

経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の拠出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

また、水田活用の直接支払交付金では、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）【水田・畑地共通】

麦、大豆、そば、なたねの生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして交付します。

【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です。

（いずれも規模要件はありません。）

数量払

生産量と品質に応じて交付

※令和5年産から、交付単価が、課税事業者向けと免税事業者向けに分かれました。

【令和5～7年産の平均交付単価】

実際の交付単価は、品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価
小麦 (円/60kg)	課税事業者向け 5,930
	免税事業者向け 6,340
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け 5,810
	免税事業者向け 6,160
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け 4,850
	免税事業者向け 5,150

対象作物	平均交付単価
はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け 8,630
	免税事業者向け 9,160
大豆 (円/60kg)	課税事業者向け 9,430
	免税事業者向け 9,840

対象作物	平均交付単価
そば (円/45kg)	課税事業者向け 16,720
	免税事業者向け 17,550
なたね (円/60kg)	課税事業者向け 7,710
	免税事業者向け 8,130

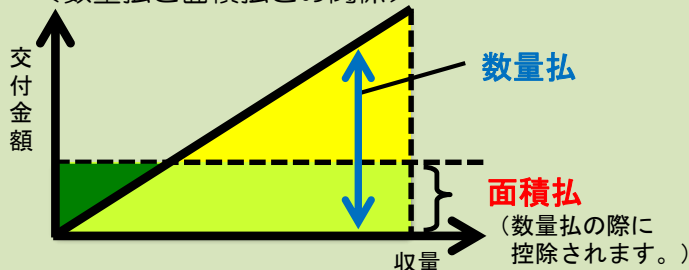
(注) 課税事業者：国に消費税を納める義務を負っている事業者
免税事業者：消費税の納付が免除されている事業者

面積払

2.0万円/10a
(そば：1.3万円/10a)

当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付

<数量払と面積払との関係>



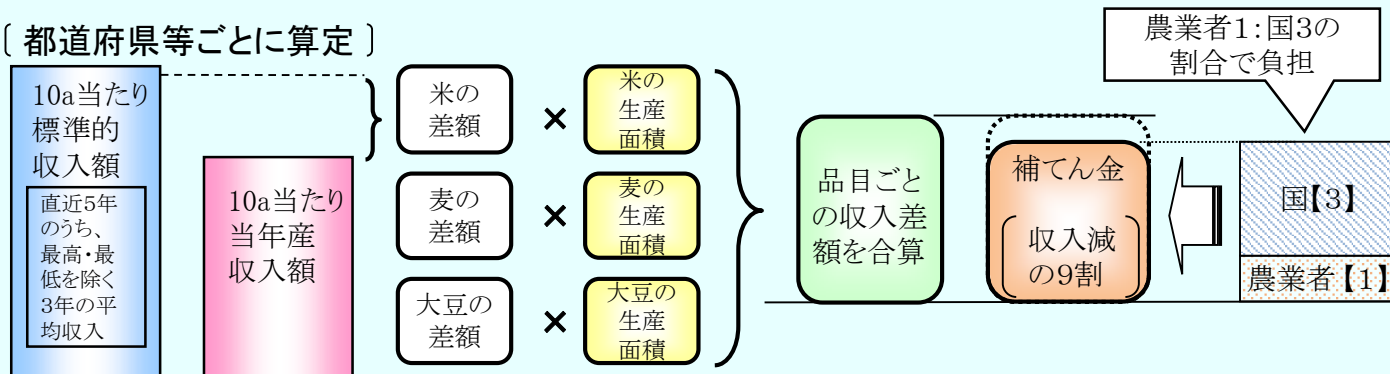
米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

米、畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です。（いずれも規模要件はありません。）

ナラシ対策の仕組み

農業者の米、麦、大豆の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。（補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担）
 （注）収入保険と、ナラシ対策・農業共済などの類似制度は、いずれかを選択して加入することができます。（重複加入はできません）

〔都道府県等ごとに算定〕



水田活用の直接支払交付金

麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を交付対象水田で生産（耕作）する販売農家・集落営農です。

戦略作物助成

基幹作のみ対象

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	35,000円/10a※2
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a※3

※1 飼料用とうもろこしを含む

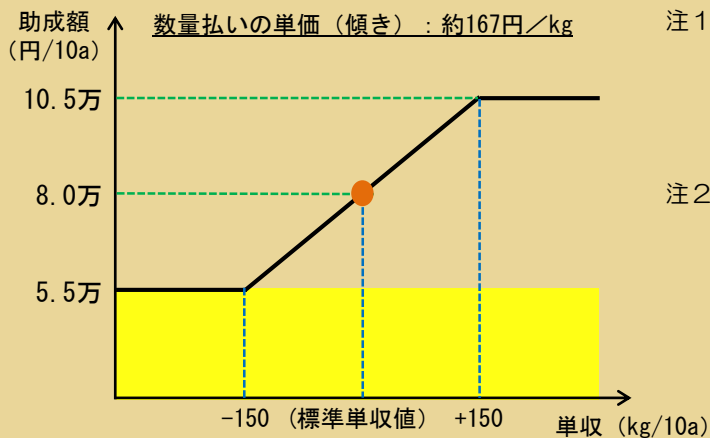
※2 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

※3 飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする。

産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

<飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係（イメージ）>



注1：数量払いによる助成は、農産物検査又は農産物検査によらない手法※4により助成対象数量が確認できることを条件とします。
※4 ふるい目や水分含有率等を明記した販売伝票などによる確認

注2：標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。
なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

飼料用米の申請項目の変更について

飼料用米の数量払いについて、これまでは、数量払いの基準となる標準単収は、主食用米の1.7mmのふるい上の米の収量を用いて設定していた一方、実際の数量払いの単価計算にあたっては、ふるい下米も含めた合計収量により単価が計算されていました。

令和5年度からは、収量の申請項目を1.70mmのふるい上と下に分けた上で、標準単収と同様に、ふるい上の収量を用いて、数量払いの単価を計算します。

数量報告書の提出にあたっては、合計収量に加え、ふるい上、ふるい下両方の数量を記載してください。

※飼料用米をふるいにかけていない農業者が、実際にふるいにかけていただく必要はありません。

ふるいにかけない場合は、地域ごとの1.70mmふるい下の発生率を用いて、ふるい上、ふるい下米の収量を計算することができます。

5年水張りルール具体化

5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としません。

ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しません。

- ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付け計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とします。

水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とします。

ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

※5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

※現行ルール：たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外

（注）交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則です。作付や肥培管理等が不適切と判断された場合には交付金は交付されません。

加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。**主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止**するため、定められた用途に適正に流通させてください。

こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を**主食用米として販売**
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて**飼料用米として出荷**
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を**飼料用米に水増しして出荷**
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を**他の用途に販売**



国は、飼料用米等の**出荷状況を確認**することがあります！

交付金に関するスケジュール（予定）

	令和5年												令和6年							
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
申請手続 交付金の 交付				交付申請書、 営農計画書等 の受付			対象作物の作付確認、数量払の数量確認													
							ゲタ対策の数量払の交付													
						ゲタ対策の 面積払の交付														
						水田活用の直接支払交付金の交付														
			ナラシ対策の 積立て申出			積立金の 納付														
									交付申請			ナラシ対策 の交付金の 交付								

大豆・そばについては、交付申請期限を4/30まで延長

お問い合わせ先

お気軽に、無料相談



0120-38-3786

受付時間：平日9:00~17:00 自動的にお住まいの農政局、県拠点に繋がります。

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。

上記以外にも、最寄りの農政局、県拠点までお気軽にご連絡ください。

(管 区)	中国四国農政局	生産部生産振興課（経営所得安定対策担当）	…	TEL:086-230-4256
(鳥取県)	中国四国農政局	鳥取県拠点 地方参事官室	…	TEL:0857-22-3256
(島根県)	中国四国農政局	島根県拠点 地方参事官室	…	TEL:0852-25-4490
(岡山県)	中国四国農政局	岡山県拠点 地方参事官室	…	TEL:086-233-1577
(広島県)	中国四国農政局	広島県拠点 地方参事官室	…	TEL:082-228-9483
(山口県)	中国四国農政局	山口県拠点 地方参事官室	…	TEL:083-922-5255
(徳島県)	中国四国農政局	徳島県拠点 地方参事官室	…	TEL:088-622-6132
(香川県)	中国四国農政局	香川県拠点 地方参事官室	…	TEL:087-883-6503
(愛媛県)	中国四国農政局	愛媛県拠点 地方参事官室	…	TEL:089-932-6989
(高知県)	中国四国農政局	高知県拠点 地方参事官室	…	TEL:088-875-2151